

「フリーランス法」の施行(令和6年11月1日)に伴う 契約関係の見直しについて

日頃より、当センターの運営に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、「フリーランス法」の令和6年11月1日施行に伴い、この法律の趣旨を踏まえ、**令和8年4月1日から美唄市シルバー人材センターの契約方法(一部)が変わります。**

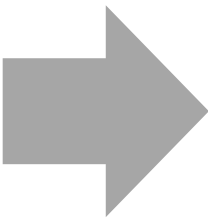
※ 会員とセンターの関係

会員とセンターの関係は、これまでと同じようにセンターが窓口となって、発注者と会員の間に入り、マッチング業務を行うことは変わりありません。会員さんに支払われる配分金(今後は会員業務委託料とも呼びます)もセンターから支払います。形式的には発注者との間で契約関係が生じることとなりますが、**実務面では現在と基本的に変わるところはありません。**

※ 就業依頼への同意

発注者とセンターの間で、利用契約を締結することには変わりありません。これまでと同様に、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬額などをお示し(口頭説明を含む)会員が同意することで、発注者との間に業務委託契約が成立することとなります。**(今後も発注者から指揮命令は受けることはできませんし、就業内容が追加となったり変更となった場合は、センターを通して頂くことも変わりありません。)**

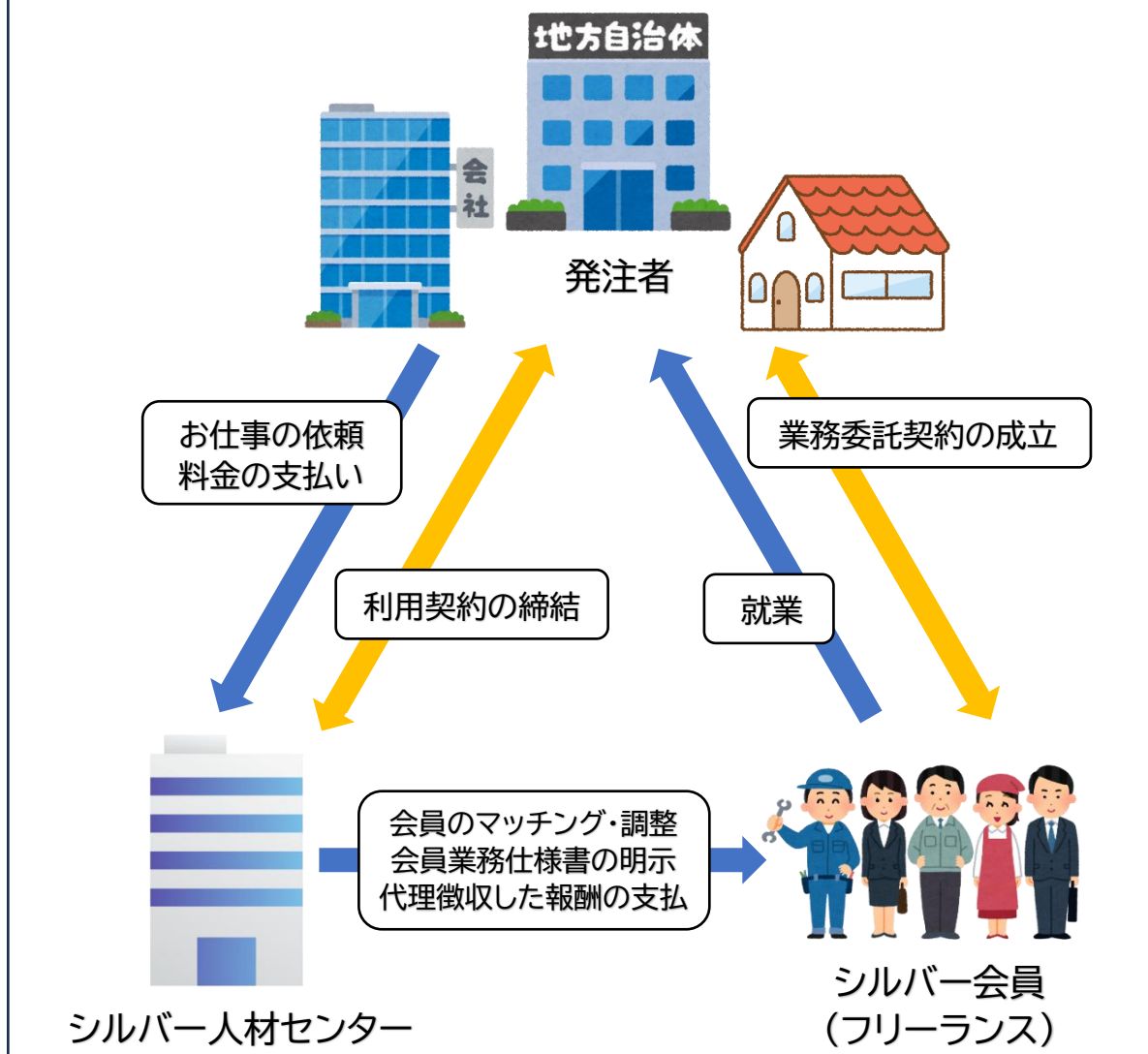
※ 配分金等の名称が変わります

【 現 在 】		【 変 更 後 】
配 分 金		会員業務委託料 (配分金)*
材 料 費		センター業務委託料 (材料費)
事 務 費		センター業務委託料 (事務費)

*指定管理施設(リサイクルセンター・和田公園)・公共・企業・草刈業務にて就業した報酬は、従来通りの「配分金」の名称にてお支払い致します。

新しい契約方法のイメージ(令和8年4月1日～)

三者間契約



※利用規約・会員業務就業規約を、下記のQRコードからご確認ください。

利用規約

(発注者がセンターを通じて会員に業務を委託する基本的なルール)



会員業務就業規約

(会員がセンターを通じて就業する際の基本的なルール)



※「配分金明細」「配分金支払証明書(確定申告用の1年間の所得証明)」は今まで通りセンターが発行します。また、確定申告の際も変わらず「雑所得」のままで、特別控除が受けられます。

今後とも当センターの健全な運営に、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。